イ　メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

ウ　低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

エ　高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

別表第六の表局設置遠隔収容装置の項の次に次のように加える。

局設置簡易遠隔収容装置	1　設備量の算定 局設置簡易遠隔収容装置のユニット数を１とする。 2　投資額の算定 次の⑴及び⑵の算定式により、前項の規定に基づく局ごとのユニット数を用いて求めた局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局の局設置簡易遠隔収容装置投資額として、全ての局の局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額を合算し、局設置簡易遠隔収容装置投資額を算定する。 ⑴　局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額 ＝（局設置簡易遠隔収容装置ユニット数 ×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価 ＋専用線ユニット単価） ×（局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数 ÷（局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数 ＋局設置簡易遠隔収容装置収容専用回線数）） ＋局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価 ＋局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価 ＋回線収容部投資額 ⑵　局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額 ＝局設置簡易遠隔収容装置ユニット数 ×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価 ＋局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価 ＋局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価 ＋回線収容部投資額

別表第六の表き線点遠隔収容装置の項算定方法の欄４⑴イ中「低速メタル専用線回線数」を「低速専用線回線数」に改め、同欄５中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表加入者系半固定パス伝送装置の項算定方法の欄１⑴ア中「当該局に帰属する」の次に「局設置簡易遠隔収容装置数及び」を加え、同⑴イ及びウ中「当該局に帰属する」の次に「局設置簡易遠隔収容装置及び」を加え、同１⑵中「当該局に帰属する」の次に「局設置簡易遠隔収容装置及び」を加え「回線」を「回線数」に改め、同欄２中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表消防警察トランクの項算定方法の欄１⑵中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局」に改め、同１⑶中「すべての遠隔収容装置設置局」を「全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局」に改め、同欄２中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表警察消防用回線集約装置の項、主配線盤の項及び光ケーブル成端架の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表伝送装置の項中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改める。

別表第六の表中間中継伝送装置の項算定方法の欄を次のように改める。

1　局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから２を減じたもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数と当該局に設置される局設置簡易遠隔収容装置数の合計を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

2　局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の⑴及び⑵の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

⑴　局設置遠隔収容装置設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから２を減じたもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に設置する多重変換装置インタフェース数を乗じたものを当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

⑵　局設置遠隔収容装置設置局ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから２を減じたもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

3　加入者交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の⑴及び⑵の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

⑴　加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、多重変換装置局間インタフェース数を２で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから２を減じたもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

⑵　加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を２で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから２を減じたもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

4　中継交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

中継交換機設置局（当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。）ごとに、高速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を２で除したものに、中継交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから２を減じたもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。